	3　連続動作	デジタル選択呼出装置の機器の２に同じ。	
	4　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	5　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	⑵　スプリアス発射又は不要発射の強度の測定は、設備規則別表第３号の条件に適合すること。ただし、本測定は、常温常湿のみの測定で可とする。
	6　その他	１から５までの試験方法のほか、別に告示する試験方法により試験を行うこと。	［⑶　略］ ⑷　探知性能は、設備規則第48条第２項第６号イ、ロ又はハ⑴の条件に適合すること。 ⑸　分解能は、設備規則第48条第２項第７号の条件に適合すること。 ［⑹　略］

［注　略］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区　分	内　容		記　号
［１～５　略］			
６　周波数	［略］		
	船舶に設置する無線航行のためのレーダー	2.9GHzから3.1GHzまでの周波数の電波を使用するもの	3
		9.3GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するもの	9
［７～12　略］			

［注　略］

	3　連続動作	デジタル選択呼出装置の機器の２に同じ。	
	4　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	5　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	⑵　スプリアス発射又は不要発射の強度は、設備規則別表第３号の条件に適合すること。
	6　その他	１から５までの試験方法のほか、別に告示する試験方法により試験を行うこと。	［⑶　同左］ ⑷　探知性能は、設備規則第48条第２項第５号イ、ロ又はハ⑴の条件に適合すること。 ⑸　分解能は、設備規則第48条第２項第６号の条件に適合すること。 ［⑹　同左］

使用周波数	指定周波数帯の幅
2.92 GHz から 3.1 GHzまで	100MHz
5.46 GHz から 5.65 GHzまで	120MHz
9.32 GHz から 9.5 GHzまで	110MHz

［注　同左］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区　分	内　容		記　号
［１～５　同左］			
６　周波数	［同左］		
	船舶に設置する無線航行のためのレーダー	2.92GHzから3.1GHzまでの周波数の電波を使用するもの	3
		5.46GHzから5.65GHzまでの周波数の電波を使用するもの	5
		9.32GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するもの	9
［７～12　同左］			

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。